

平成16年(2004年)2月20日
経営戦略局財政改革チーム
担当 志村勝也・竹淵哲雄
026-235-7039 (直通)
026-232-0111 (内線2052)
026-235-7475 (FAX)
E-mail:zaisei@pref.nagano.jp

平成16年度以降の主な見直し事業

平成16年(2004年)2月

事業名	平成15年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
ゴルフ場利用税特別徴収協力団体報償金 (県ゴルフ場連盟) 税務課 FAX 026-235-7497 E-mail zeimuka@pref.nagano.jp	480万円	廃止 <H16年度>	ゴルフ場利用税の特別徴収に係る事務の円滑な推進のため団体が行っている加盟ゴルフ場に対する指導等に対し報償金を交付しています。	ゴルフ場に対する周知等は県が直接行うこととし、団体に対する報償金は廃止します。	特別徴収に係る事務が適正に実施されるように努め、税収の確保を図ります。
全国ふるさとづくり広報事業負担金 市町村課 FAX 026-232-2557 E-mail shichoson@pref.nagano.jp	1,830万円	廃止 <H16年度>	全国ふるさとづくり推進協議会が行う各地域の自主的・主体的なふるさとづくりに関する取り組みの一層の推進を図るための広報事業に要する経費に対し負担金を支出しています。	事業開始から一定期間が経過し、全国一律の広報事業による地域づくりの推進という当初の目的が達成されたことから事業を廃止します。	
明るい選挙推進費補助金 市町村課 FAX 026-232-2557 E-mail shichoson@pref.nagano.jp	99万円	廃止 <H16年度>	市町村が行う、一定の事業費以上の選挙常時啓発事業に要する経費に対し補助しています。	県自らが選挙常時啓発事業を効率的に行うため一定の事業費以上の団体に対する補助金を廃止します。	県自らが選挙常時啓発活動に対し一層の効果的な事業の実施に努めます。
海外技術研修員受入事業 国際課 FAX 026-235-1644 E-mail kokusai@pref.nagano.jp	2,016万円	廃止 <H16年度>	中南米やアジアなどから研修生を受け入れ、県の試験研究機関や民間企業などで研修を行うことにより、本国の経済発展に寄与する人材を養成しています。また、この研修を通じ、県民とのふれあいによる国際交流の広がりを図っています。	国庫補助事業が廃止されたことに伴い、本事業を廃止します。	県民の国際交流活動や国際理解への寄与など現行事業の効果を検証し、また、相互的な人材養成、経済発展に繋げるため、事業の再構築を図り、16年度は、海外友好都市との相互交流型人材育成や海外日系人社会からの人材受け入れ等を行う国際パートナーシップ事業を実施します。
障害児手当支給事業 障害福祉課 FAX 026-234-2369 E-mail fukusi@pref.nagano.jp	2,213万2千円	廃止 H16年度	重度の障害児の社会参加を促進するために、年額20,000円の手当を支給しています。	障害児の社会参加をより効果的に促進する施策を実施することとし、本事業は廃止します。	障害児の社会参加を促進するため、スポーツ活動やレクリエーション活動などの社会参加プログラムの提供や参加者の送迎を行う「障害児社会参加促進事業」を実施します。
家庭のしつけ講座事業 青少年家庭課 FAX 026-235-7390 E-mail seisyo@pref.nagano.jp	125万6千円	廃止 <H16年度>	しつけに関する啓発用リーフレットを作成・配布することにより、市町村が実施する家庭のしつけ講座を支援し、しつけと親自身の変容・成長の重要性についての啓発を行っています。	啓発事業は繰り返し取り組む必要があることに加え、啓発用リーフレットに対する要望も大きい。施策の重点化方針に従って、より事業効果があがるものを実施することとし、本事業は廃止します。	教育委員会において文部科学省の事業等を活用しつつ啓発事業を行ってまいります。
レッツちゃれん児21事業 青少年家庭課 FAX 026-235-7390 E-mail seisyo@pref.nagano.jp	209万6千円	廃止 <H16年度>	子どもたちが自ら決定したテーマに基づき、地域の問題に関わる観察・体験・考察等を行い、子どもの視点からのふるさとづくりの提言を行っています。	子どもたちの自主性・創造性・社会性を伸ばすための事業は重要であります。施策の重点化方針に従って、より事業効果があがるものを実施することとし、本事業は廃止します。	県としても、平成16年度からこれまで福祉と教育の二つのセクションに分かれていた子どもに関する施策を教育行政に一元化することから、教育現場との連携をより強化しつつ子ども関連施策を積極的に推進してまいります。同時に、各地域の実情に応じた市町村等の取り組みにも期待するところです。

事業名	平成15年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
ジュニアリーダー研修事業 青少年家庭課 FAX 026-235-7390 E-mail seisyo@pref.nagano.jp	40万円	廃止 <H16年度>	子ども自らの手による子ども会活動・ボランティア活動の一層の充実を図るため、自主性・創造性・協調性・指導性等を養うための研修を中高生及び育成者・指導者を対象に実施しています。	子どもたちの自主性・創造性・社会性を伸ばすための事業は重要であります。施策の重点化方針に従って、より事業効果があがるものを実施することとし、本事業は廃止します。	県としても、平成16年度からこれまで福祉と教育の二つのセクションに分かれていたことに関する施策を教育行政に一元化することから、教育現場との連携をより強化しつつ子ども関連施策を積極的に推進してまいりますが、同時に、各地域の実情に応じた市町村等の取り組みにも期待するところです。
2 母親クラブ事業補助金 青少年家庭課 FAX 026-235-7390 E-mail seisyo@pref.nagano.jp	655万2千円	廃止 <H16年度>	母親など地域住民の積極的な参加による地域組織活動(親子世代間の交流活動、児童の事故防止活動等)に対し、補助金を交付しています。	活動に地域的な偏りがあることを考慮し、市町村が実施する母親クラブ事業に対する補助金を廃止します。	各地域ごとに独自の取り組みが行われてきており、県として事業を行うことは廃止します。
2 高齢者祝賀行事事業 高齢福祉課 FAX 026-235-7112 E-mail kourei@pref.nagano.jp	379万9千円	縮小 <H16年度>	高齢者の長寿を祝うため、88歳の方に祝状、100歳の方及び男女最高齢の方に祝状・祝品を贈呈しています。	88歳の方への祝状の贈呈を廃止します。	高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、介護保険の円滑な運営に努めるとともに、宅幼老所の整備など在宅福祉施策の充実を図ります。
人権・同和対策指導助成事業 人権尊重推進課 FAX 026-235-7392 E-mail jinson@pref.nagano.jp	7,348万6千円	廃止 <H16年度>	県と協調して事業を実施している運動団体が行う、人権・同和行政に寄与すると認められる啓発、研修、相談事業について、補助又は委託しています。	様々な人権問題に関する事業に対して支援する一般対策の中で実施することとし、本事業は廃止します。	
病院内保育所運営事業費補助金 医務課 FAX 026-223-7106 E-mail imu@pref.nagano.jp	4,261万7千円	縮小 <H16年度>	看護職員等の働きやすい環境を整備し、離職防止を推進するため、院内保育所を運営する自治体立病院及び民間病院等に対して補助するとともに、小規模の院内保育所については、県単独で補助を行い、院内保育所の普及を図っています。 〔補助率: A型(児童数4人以上) 2/3 B型(" 10人以上) 2/3 C型(" 2人以上) 1/2(県単独)〕	自治体立病院における看護職員等の人材確保対策は、設置者である市町村の責務である一方、当該市町村区域を超えた地域から患者を受け入れるなど、地域医療における自治体立病院の役割を果たしていることから、県と市町村の負担割合を見直し、補助率を2/3から1/2に引き下げます。	引き続き院内保育所の運営に対して補助することにより、看護職員等の働きやすい環境を整備し、離職防止を推進するとともに、小規模の院内保育所について、県単独で支援し、院内保育所の普及を図ります。
無歯科医地区等歯科保健指導事業 保健予防課 FAX 026-235-7170 E-mail hokenyob@pref.nagano.jp	1,280万1千円	廃止 <H16年度>	無歯科医地区を有する市町村や歯科衛生士を独自に確保できない市町村から、長野県口腔衛生協会が受託して行う歯科保健指導事業に要する経費に対して補助しています。 ・補助率 10/10	補助対象事業である歯科保健事業は、地域保健法に基づく市町村固有の業務であることから、本事業は廃止します。	市町村の歯科衛生士の確保について協力するとともに、市町村が行う歯科保健事業に対する技術的支援に努めます。
ウイルス肝炎医療費給付事業 保健予防課 FAX 026-235-7170 E-mail hokenyob@pref.nagano.jp	4億5,641万2千円	その他 <H16年度>	B型及びC型肝炎ウイルスに起因した慢性肝炎、肝硬変及びヘパトーム(肝がん)患者の医療費自己負担分について、国の特定疾患治療研究事業に準じ、県単独により公費負担しています。 ・患者一部負担額 入院14,000円限度/月 通院 2,000円限度/月(1回1,000円限度、月2回まで)	難病患者を対象とした特定疾患治療研究事業が、平成15年10月から所得に応じた段階的な一部負担制度を導入したことから、難病患者との負担の均衡を図るため、周知期間を確保したうえで、平成16年10月から、所得に応じた段階的な一部負担制度を導入します。	引き続き、患者の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられる環境づくりに努めます。

事業名	平成15年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
公衆浴場設備改善事業補助金 食品環境水道課 FAX 026-235-7153 E-mail syokukan@pref.nagano.jp	1,080万円	縮小 <H16年度>	県民の公衆衛生向上のための入浴機会の確保及び公衆浴場業者の安定的な経営を支援するため、公衆浴場業者が行う公衆浴場設備の改善に要する経費について補助しています。 ・対象設備 ボイラー、給排水設備、浴槽、脱衣場、談話室等 ・補助率 入浴者数150人/日未満 1/3以内(上限100万円) 入浴者数150人/日以上 1/5以内(上限60万円)	脱衣場、談話室等の施設整備は事業者の自主的な取り組みにより整備することとし、基幹的な設備(ボイラー、給排水設備、浴槽等)に補助対象を限定することとし、補助金を20%削減します。	引き続き、県民の入浴機会の確保を図るため、公衆浴場運営に不可欠な基幹的設備の改善に対し助成するとともに、公衆浴場業者に対し、県民への健康危害防止のため、適正な維持管理を行うよう指導・助言に務めます。
消費生活情報提供事業 生活文化課 FAX 026-234-6574 E-mail seibun@pref.nagano.jp	473万円	その他	消費者トラブルが増加する中、消費者自らが情報を適切に選択し、活用できる判断力を身につけ、自己責任に基づいた消費行動ができるよう、次のような情報提供を行っています。 ・消費生活大学などの消費者講座等の開設 ・「くらしまる得情報」などの広報誌や啓発資料の作成配付	消費者が参加しやすいように消費生活大学の講座を増やすとともに、受講期間を延長します。また、卒業生の一部を消費者問題アドバイザーに委嘱し、地域、市町村と連携した出前講座を実施するなど地域に根ざした啓発を図ります。	消費生活相談件数の顕著な伸び、ヤミ金融問題に見られるような社会問題化などの現状に対応できるよう、事業の内容を見直しながら実施していきます。
2 サイトウ・キネン・フェスティバル松本共催負担金 生活文化課 FAX 026-234-6574 E-mail seibun@pref.nagano.jp	8,000万円	縮小 <H16年度>	小澤征爾氏とサイトウ・キネン・オーケストラによる国際的音楽祭であるサイトウ・キネン・フェスティバルを共催しています。	開催当初から10余年経過したことから、フェスティバルに対する共催負担金を削減します。	国際的音楽祭であるフェスティバルの鑑賞の機会を提供するため、引き続き共催者として支援を行っていきます。
中小企業融資制度資金 産業振興課 FAX 026-235-7496 E-mail sinkou@pref.nagano.jp	682億9,676万7千円	引続き 見直し検討	中小企業の事業活動に必要な資金の円滑化を図るため、金融機関、信用保証協会等の協力を得て、低利な資金をあっせんするとともに、信用保証料を補助しています。	ペイオフ(金融機関破綻時の預金保証制度)への対策を含め、コスト削減の観点から踏まえて、金融機関への預託方式による融資制度の見直しについて検討します。	現行の預託方式から利子補給方式への変更をペイオフ解禁予定の平成17年度に向けて検討します。
1 小規模事業経営支援事業 産業振興課 FAX 026-235-7496 E-mail sinkou@pref.nagano.jp	30億4,863万4千円	縮小 <H16年度>	商工会・商工会議所・商工会連合会が行う小規模事業者の経営改善施策を支援するため補助をしています。この中で、同和地区企業を担当する同和担当経営指導員が行う事業への支援も行っています。 (主な事業) ・経営指導員等の設置 経営指導員295名(うち同和担当9名) 記帳専任職員81名 ・後継者育成、マッチング推進 ・創業、経営革新支援	「小規模企業支援のあり方検討委員会」からの報告を踏まえ、支援サービスの一層の向上を図りつつ、費用対効果の向上や事業者の自立化を促すため、記帳専任職員に対する補助をH16年度に廃止します。 また、県の人権同和施策の検討に基づき、同和担当経営指導員の平成17年度廃止を前倒し、平成16年度に廃止とします。	民間との役割分担を踏まえ、「意欲ある起業家」や「挑戦する企業」支援への重点化を引き続き図ります。
1 職業相談員(人権担当)設置事業 産業活性化・雇用創出推進局 FAX 026-235-7481 E-mail kassei@pref.nagano.jp	554万8千円	廃止 <H16年度>	雇用におけるあらゆる差別をなくすため、就職を希望する住民の職業相談指導を行うとともに、雇用主に対する啓発、雇用援護制度の周知活用を図っています。 ・国費設置の相談員(11名)に対する上乗せ補助	県費上乗せ分については、県の人権同和施策の検討に基づき、平成17年度廃止を前倒し、平成16年度に廃止とします。	
地域水田農業展開推進事業 農業技術課 FAX 026-235-8392 E-mail nougi@pref.nagano.jp	604万円	廃止 <H16年度>	需要に応じた米の生産と転作田を有効活用した麦・大豆等の本格的な生産を進め、安定した水田農業経営を確立するため、農協が行う農業者への情報提供や水田農業振興計画の作成指導等の推進指導に要する経費に補助しています。	消費者重視・市場重視の考え方、需要に即した米づくりを通じた水田農業経営の安定と発展を目的とする国の米政策の改革に伴い、農協が行う「地域水田農業展開推進事業」に要する経費に対する補助金を廃止します。	平成16年度以降は、「産地づくり対策交付金」を活用した地域における推進活動を進めます。

事業名	平成15年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
1 同和対策営農特別指導事業 農業技術課 FAX 026-235-8392 E-mail nougi@pref.nagano.jp	1,946万2千円	廃止 <H16年度>	同和地区農家を対象として、営農指導員による経営改善指導に対する補助を行うとともに、地域農業アドバイザーによる農業振興及び経営改善の支援を行っています。	県の人権同和施策の検討に基づき、平成17年度廃止を前倒し、平成16年度に廃止とします。	
放鳥事業補助金 森林保全課 FAX 026-234-0330 E-mail sinrin@pref.nagano.jp	200万円	廃止 <H16年度>	県猟友会が実施する放鳥事業に助成することにより、キジの増殖を図っています。 ・補助対象事業 放鳥のためのキジの購入 ・補助率 1/2以内 ・補助対象者 社団法人 長野県猟友会	野生鳥獣保護の観点から事業の役割や効果が極めて限定的なため、本事業は廃止します。	野生鳥獣との共存をめざし、それぞれの地域にあった野生鳥獣対策を進めるため、コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業を創設します。
キジ・ヤマドリ放鳥事業 森林保全課 FAX 026-234-0330 E-mail sinrin@pref.nagano.jp	865万円	廃止 <H16年度>	鳥獣保護を目的として、鳥獣保護区に、キジ、ヤマドリを放鳥し、保護増殖を図るとともに、放鳥効果調査を行っています。 ・キジ 1,970羽 ・ヤマドリ 180羽	野生鳥獣保護の観点から事業の役割や効果が極めて限定的なため、本事業は廃止します。	野生鳥獣との共存をめざし、それぞれの地域にあった野生鳥獣対策を進めるため、コモンズによる野生鳥獣共存の里づくり推進事業を創設します。
住宅新築資金等貸付助成事業 (償還推進助成事業) 建築管理課 FAX 026-235-7479 E-mail kentiku@pref.nagano.jp	3,645万5千円	縮小 <H16年度>	同和地区において、市町村が過去に行った貸付けの償還を進めるために、市町村が滞納の督促等に要する経費を補助するもので、県が市町村に補助した場合に国が県に補助しています。 (負担割合 国1/2 県1/4 市町村1/4)	県が補助しない場合でも、市町村が国から助成を受けられるよう、国に制度改革の提言を行うとともに、貸付主体である市町村に償還金の回収責務があることから、滞納督促経費等へ県が補助する必要性について精査し、廃止を含めて検討します。	平成16年度からは知事認定経費(回収不能案件の未償還額と強制執行による取立額との差額)への補助を廃止する方向で調整を行います。
2 宅地開発事業資金貸付事業費 建築管理課 FAX 026-235-7479 E-mail kentiku@pref.nagano.jp	5億3900万円	廃止 <H16年度>	昭和56年度の宅地行政一元化(県企業局・宅地開発事業の長野県住宅供給公社への引継ぎ)に伴い、住宅供給公社の住宅・宅地分譲事業に要する運転資金の貸付を行っています。	公社の住宅・宅地分譲事業が減少に向かっている現状や、外郭団体の組織見直しの方向性を踏まえ、貸付を廃止します。	
2 木の住まいと文化の情報発信事業費 建築管理課 FAX 026-235-7479 E-mail kentiku@pref.nagano.jp	258万9千円	廃止 <H16年度>	県下10圏域において、木材生産(川上)から住宅建設(川下)に携わる人々による地域ネットワークを形成し、“ふるさとの木のすまいづくり”のための実践活動を支援しています。	平成14年度からの2年間の事業実施によって、一定の成果が得られたことから、事業を廃止します。	職員が積極的に地域ネットワークの実践活動に参加していくゼロ予算事業として取組みを継続していきます。
2 信州「木造塾」支援事業補助金 建築管理課 FAX 026-235-7479 E-mail kentiku@pref.nagano.jp	160万円	廃止 <H16年度>	地域住宅産業(大工・中小工務店)や建築士を対象とした地場産材を使用した在来軸組工法の講習会の実施について助成しています。	平成14年度からの2年間の事業実施によって、一定の成果が得られたことから、事業を廃止します。	講演会への講師派遣・各種情報の提供という形で業界の自助努力を支援していきます。

事業名	平成15年度予算額	区分	事業内容	見直し内容・理由	今後の方向性
教育関係広報啓発事業 教育振興課 FAX 026-235-7487 E-mail kyouiku@pref.nagano.jp 人権教育課 FAX 026-235-7490 E-mail jinken@pref.nagano.jp	311万9千円	縮小 <H16年度>	教育委員会の施策周知のため「教育ながの」を発行しています。また、人権教育を推進するため、教職員への指導資料として「人権教育だより」や企業への研修資料として「人権つうしん」を発行しています。	ホームページやメールマガジンを活用することにより、印刷を廃止又は削減し、経費の削減を図るとともに、迅速な情報の提供を推進します。	広報啓発用の印刷物の発行に替えて、ホームページやメールマガジンを活用することにより、迅速な情報発信を図るとともに、内容の充実に努めます。
遭難防止対策協会防止対策部負担金 体育課 FAX 026-235-7476 E-mail taiiku@pref.nagano.jp	3,342万2千円	縮小 <H16年度>	山岳における遭難の未然防止及び遭難者の捜索、救助を目的に設置されている長野県山岳遭難防止対策協会の防止対策部に係る経費を負担し、遭難の未然防止策の充実を図っています。	夏山を中心に登山者に対する登山道徳の育成高揚、補導及び遭難事故等発生時における救助活動を行う遭難防止常駐隊の経費等について、過去の実績を考慮し見直します。	遭難防止常駐隊の設置、中高年登山者への広報・指導など、山岳遭難事故を未然に防止するための諸事業を長野県山岳遭難防止対策協会を通じ、引き続き実施してまいります。
人権教育研究指定校事業 人権教育課 FAX 026-235-7490 E-mail jinken@pref.nagano.jp	102万9千円	廃止 <H17年度>	学校及び幼稚園における人権教育を推進するため、その内容及び方法を研究し、人権教育の向上を図っています。 指定期間：2年間 指定校数：幼・小・中・高 各1校(園)	学校や幼稚園で行う人権教育の内容及び指導方法については、研修会等の中で個々の教員が学び工夫することができるため、既に指定済の期間を考慮の上廃止します。	研修会等の内容を充実することにより、人権教育の内容及び指導方法の向上に取り組みます。
1 人権教育促進事業 人権教育課 FAX 026-235-7490 E-mail jinken@pref.nagano.jp	1,600万円	縮小 <H16年度>	市町村が公民館等で行う人権教育に関する学習活動に補助しています。 (負担割合 県1/2 市町村1/2)	昨年度の事業見直しにより20%削減しましたが、今年度市町村の実施状況を考慮しさらに縮小します。	指導資料の配付や指導者研修の支援とともに、引き続き市町村が行う人権教育に関する学習講座を支援します。

1は、昨年度の見直し内容から、実施年度の前倒しや更に踏み込んだ見直しを行った事業

2は、今回追加された事業です。